

18歳未満の選手の選手契約手続きに関する運用細則

本運用細則は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「JBA」という）の基本規程およびエージェント規則等に基づき、18歳未満の選手が選手契約を締結するにあたっての手続きについて定めるものである。

1. 対象選手

本運用細則の対象となる選手は、満15歳以上満18歳未満の選手（中学校在学の選手を除く）で、かつ次のいずれかの連盟に加盟するチーム（以下「加盟チーム」という）とバスケットボール選手として契約し、所属しようとする選手（以下「プロ志望選手」という）とする。

- ① 公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（Bリーグ）
- ② 一般社団法人ジャパン・バスケットボールリーグ（B3リーグ）

2. 宣言書の提出

- (1) プロ志望選手は、JBA所定の宣言書をJBAに提出しなければならず、宣言書提出前（JBA公式ウェブサイトでの当該選手情報公表前）に、エージェントまたは加盟チームとエージェント契約または選手契約の締結を目的として接触してはならない。
- (2) プロ志望選手が宣言書を提出するにあたっては、次の事項を遵守しなければならない。
 - ① 宣言書提出前に、現行の所属先チーム責任者に宣言書提出意志を報告すること。
 - ② 宣言書の提出にあたっては、法定代理人の同意を得ること。
- (3) プロ志望選手は、本人および法定代理人が署名した宣言書を電子データ化（記載内容が鮮明に読み取れるPDFまたはJPGデータであること。スキャナ保存によるPDF化推奨）し、下記提出先にメール添付にて提出しなければならない。なお、宣言書の原本は当該選手本人が保管するものとする。

【提出先】公益財団法人日本バスケットボール協会 宣言書担当宛て

E-mail : agent@basketball.or.jp

- (4) JBAは、プロ志望選手の宣言書を受領後、速やかに当該選手の所属都道府県、氏名、チーム名、および届出日をJBA公式ウェブサイトにて公表する。なお公表は、次のいずれか早い日まで行うものとする。
 - ① 当該プロ志望選手の満18歳の誕生日
 - ② 当該プロ志望選手本人または法定代理人から宣言取り下げの申告があった日

3. エージェント契約

- (1) プロ志望選手がエージェントを利用しようとする場合、契約するエージェントは、予めJBAにエージェント登録された者でなければならない。なお、選手の家族または友人等がエージェントの役割を果たす場合であっても、JBAへのエージェント登録およびエージェント契約の締結を行うものとする。

(2) プロ志望選手がエージェント契約締結時に満 18 歳未満である場合、当該契約の締結について法定代理人の同意を得なければならない。

(3) プロ志望選手と契約締結したエージェントは、エージェント本人、プロ志望選手および法定代理人が署名したエージェント契約書を電子データ化（スキャナ保存により PDF 化）し、契約締結後 14 日以内に下記提出先にメール添付にて提出しなければならない。

【提出先】公益財団法人日本バスケットボール協会 エージェント担当宛て

E-mail : agent@basketball.or.jp

(4) プロ志望選手と契約締結したエージェントは、当該選手の現行の所属先チーム責任者にエージェント契約締結の事実を報告しなければならない。

4. 選手契約

(1) プロ志望選手が選手契約締結時に満 18 歳未満である場合、当該契約の締結について法定代理人の同意を得なければならない。

(2) プロ志望選手がエージェントを利用して選手契約の締結に至った場合、（選手契約締結時の当該選手の年齢にかかわらず）当該エージェントは選手統一契約書および関連するすべての契約書を電子データ化（スキャナ保存により PDF 化）し、契約締結後 14 日以内に下記提出先にメール添付にて提出しなければならない。

【提出先】公益財団法人日本バスケットボール協会 エージェント担当宛て

E-mail : agent@basketball.or.jp

（雑則） 本細則の改廃は、事務総長が行う。

（附則） 本細則は、2023 年 1 月 1 日より施行する。